

令和 7 年度

国土交通省

関東地方整備局

障害者を対象とする選考採用試験（技術）

受験案内

1. 職務内容

- 国土交通省所管行政のうち、社会資本整備（港湾・空港分野を除く。）の推進に関する事務（調査・計画・施工監督・公物管理等。）の実施等を担当する係員相当職員として採用します。具体的な業務内容は、採用者の障害特性に応じた合理的配慮をしつつ、職務遂行能力や職務経験、希望する職務内容等も踏まえ決定します。

2. 応募資格

次の要件（１）及び（２）を満たす者

- （１）1966（昭和 41）年 4 月 2 日から 2008（平成 20）年 4 月 1 日までに生まれた者

※ 学歴は不問。

- （２）以下のいずれかに該当する者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

- 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第 15 条）の交付を受けている者

※ 都道府県知事の定める医師（以下、「指定医」という。）若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書も可能です。ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限りします。

- 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳（地方公共団体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）の交付を受けている者又は知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターをいう。）により知的障害者であると判定された者

○精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第45条）の交付を受けている者

（3）選考に当たっての考慮事項

パソコンによる書類作成ができること

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

（1）日本の国籍を有しない者

（2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 給与・手当

○ 採用後は、一般職の国家公務員（係員相当職）として任用します。

○ 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

○ 主な諸手当（令和7年4月時点）

・地域手当（勤務地に応じ、俸給及び扶養手当に次の割合を乗じた額を支給）

（例：さいたま市14%）

・扶養手当（扶養親族のある者に支給。配偶者3,000円、子（22歳以下）11,500円（15歳から22歳の間は5,000円加算））

・期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）年間4.60月分）

・住居手当（借家に住んでいる者に、家賃月額に応じて最大28,000円）

・通勤手当（原則、通勤定期券の価額で支給。1箇月当たり最高150,000円）

・超過勤務手当（実績に応じて支給）

・単身赴任手当（採用・異動に伴ってやむを得ない事情により配偶者と別居した者に支給。100km以上300km未満38,000円、300km以上500km未満46,000円など距離に応じた額）

(参考) 給与例 (令和 7 年 4 月時点)

・ 246,000 円 (目安) <採用時 30 歳・高卒・高卒後正社員勤務 12 年の場合>

※このほか、超過勤務手当、地域手当等の各種手当が加算されます。

(参考) 年収例 (令和 7 年 4 月時点)

・ 地方整備局係員級 (30 歳) : 年収約 367 万円 + 超過勤務手当

※上記の例は、参考であり、実際の算定に当たっては、各人のこれまでの経歴等や業務内容を踏まえて算定することとなります。

4. 勤務時間・休暇

- 勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
- 休暇には、年 20 日の年次休暇 (4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し) のほか、病気休暇、特別休暇 (夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア等)、介護休暇等があります。
- ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭生活の両立) 支援制度として、育児休暇制度等があります。

5. 採用予定数

若干名

6. 採用予定時期

- 令和 8 年 4 月 1 日

7. 勤務地

- 勤務地は、本人の希望を考慮の上、関東地方整備局の管轄区域内の官署に勤務いただくこととなります (管轄区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)。

なお、希望は十分に尊重いたしますが、内容によっては配慮できない場合があります。

- 勤務地の例

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 (住所 : 〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1)

(参考) 庁舎の設備状況

エレベーター	あり
出入り口段差	なし
階段手すり	あり
多目的トイレ	あり

8. 選考日程

受付期間	10月1日（水）～10月31日（金）18時（受信有効）
第1次選考合格発表	11月7日（金） ※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	11月中旬～12月中旬（予定） ※第1次選考合格者に、具体の日程をメールで通知します。 ※第2次選考において何らかの配慮を希望される方は応募時に申請してください。ただし、内容によっては、試験の実施上配慮できない場合もあります。
最終合格発表	12月中旬以降、第2次選考実施後（予定）

9. 選考方法

第1次選考	・書類選考（経歴評定）
第2次選考	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験） ・適性検査

※第2次選考試験地：関東地方整備局（埼玉県さいたま市）

10. 応募方法

下記必要書類をメールしてください。

【必要書類】

- ・履歴書（別紙様式1）
- ・職務経歴書（別紙様式2）
- ・受験資格に該当することを証する手帳等の写し

※受験書類に虚偽の記載がなされている場合には、採用が取り消される場合があります。

【受付期間】10月1日（水）～10月31日（金）18時（受信有効）

【メールの件名】（応募）選考採用試験（障害者・技術）

【宛先】ktr-kttisei-saiyou@mlit.go.jp

11. 受験上の配慮について

次の各項目について該当するものがあれば、応募書類送付の際、任意の書式で申し出てください。

- （1）車いすの使用を希望する方
- （2）補助具等の持込み使用を希望する方

- 注1 その他、受験に際して特段の配慮が必要な事項がある方は申し出てください。
- 注2 上記配慮事項について申し出があった方には、選考の運営上、状況を確認させていただく場合があります。
- 注3 希望は十分に尊重いたしますが、内容によっては選考の実施上、配慮できない場合があります。

12. 問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局企画部企画課 担当：木下・原島・梅野

TEL：048-600-1329

E-mail：ktr-kikaku-info@gxb.mlit.go.jp